

浜の活力再生プラン
令和4～8年度
(第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	尾道市地域水産業再生委員会
代表者名	会長 藤川 伸一（尾道漁業協同組合 代表理事組合長）

再生委員会の構成委員	尾道漁業協同組合、吉和漁業協同組合、尾道東部漁業協同組合、尾道東部漁業協同組合山波支所、向島町漁業協同組合、浦島漁業協同組合、因島市漁業協同組合、瀬戸田漁業協同組合、尾道市
オブザーバー	広島県

※再生委員会の規約及び推進体制の分かる資料を添付すること

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>対象地域の範囲：広島県尾道市（尾道漁協、吉和漁協、尾道東部漁協、尾道東部漁協山波支所、向島町漁協、浦島漁協、因島市漁協、瀬戸田漁協の地区）</p> <p>対象となる漁業の種類（単位：経営体）</p> <p>小型機船底曳網漁業 30、船びき網漁業 9、刺網漁業 87、はえ縄漁業 8、釣り漁業 168、採貝・たこつぼ等その他の漁業 140 計 442</p> <p>（令和2年度末）</p>
-------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>1 漁場環境</p> <p>当地域は多くの島嶼を有し、干潟・内湾・磯・水道・灘が入り混じる複雑な地形であることから、漁場に合わせ多様な漁業が操業されている。そのため、少量多魚種の漁獲となり、単一魚種でのまとまった漁獲量は上がりにくい。最近ではエビ類等底棲生物の漁獲減が顕著であり、貧栄養化や夏場の高水温、豪雨等の影響が懸念されている。</p> <p>2 主な漁業</p> <p>かつては小型底曳網が主であったが、漁場が遠いことや体力が必要なこと、エビ類等の漁獲減から、漁場が近く小型船で操業しやすい刺網漁業への転換が進んでいる。それに伴い、漁獲物は甲殻類からタイ類、キジハタ等の磯に生息する根魚にシフトしている。また平成10年頃から尾道市ではタチウオが豊漁で、漁業種類を転換してひき縄釣りをを行う人が増加していたが、平成30年からタチウオの資源減少に伴い漁獲が急減してい</p>
--

る。前期計画時からアサリの漁獲減少が指摘されていたが、状況は変わっていない。

3 漁業就業者

漁業就業者数は減少傾向で、また平成30年の漁業就業者（満15歳以上、かつ年間30日以上海上作業従事者）における65歳以上の割合は全体の67%であり、漁業者の高齢化と後継者不足が深刻な課題となっている。

4 流通

尾道市には、魚市場は民間1業者のものしか存在しない。魚の小売店が激減し、競りが成立しなくなったため、この業者はスーパー等の注文を受けて指値で販売しており、市場単価はこの状態になる前と比較して横ばいあるいは低下している。そのため漁業者は直販所^{※1}への出荷や、地元資本のスーパー^{※2}、飲食店等と直接取引することで、所得の維持を図っている。直販所では以前から、職員や漁業者が注文により三枚おろし等の簡易加工を行ってきたが、近頃は消費者が店内での時間待ちを嫌うようになったため、漁業者があらかじめ切り身や刺身加工を行ってから出荷する例が増えてきた。

※1 JA尾道市が設置した直販所「ええじゃん尾道」に出荷している

※2 地元資本のスーパーが「漁港直送」として市場単価より高値で買取している

(2) その他の関連する現状等

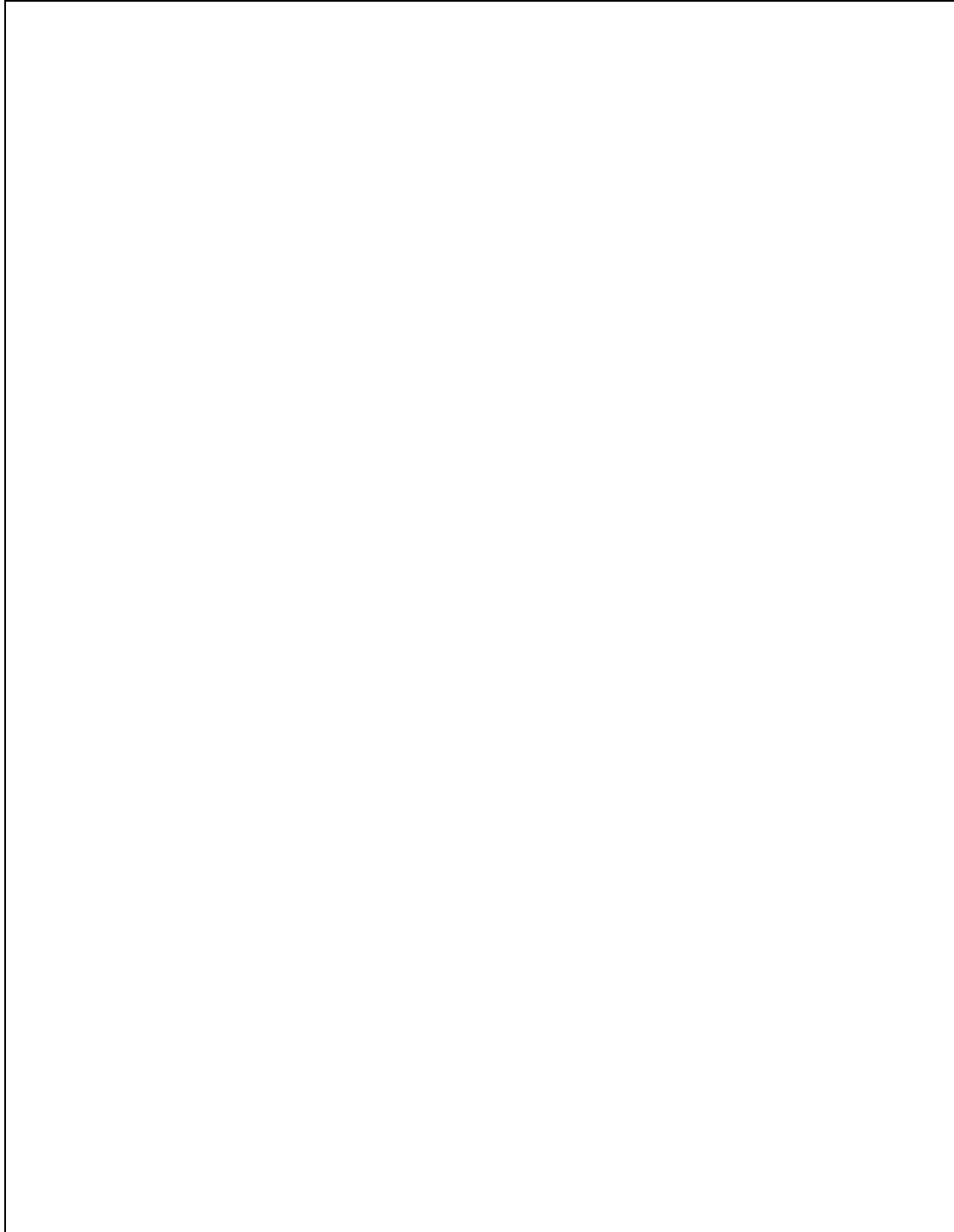
尾道市は人口が減少傾向で、高齢化率も高くなってきている。また島嶼部や中山間地域は過疎化が進み、若年層が地域に少なくなりつつある。家族形態もかつての大家族から、単身世帯、夫婦のみの世帯が増加している。

風光明媚な土地柄、サイクリングや古い町並みと言った観光資源に恵まれ、観光は市の主要な産業だが、コロナ禍により大きな打撃を受けた。新鮮な瀬戸内の地魚は観光の地域資源でもあり、今後はコロナ後の観光客の回復により、需要の増加が期待される。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--



(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

○持続可能な漁業の構築

漁業者をはじめ市民、関連団体等が協働して、豊かな里海の再生・保全、活力ある漁村の創造、意欲を持って就業できる水産業を実現すると共に、将来にわたり持続的に発

展する尾道市の水産業を目指す。

このため、「2地域の現状」や前述（1）で記した成果と課題を踏まえつつ、次の取り組みを推進する。

1 水産資源の増大

・甲殻類の放流

市と全漁協は、高価で成長の早い甲殻類（クルマエビ・ガザミ）を放流し、資源管理を行う。

・アサリ漁業の振興

広島県東部アサリ協議会（尾道・松永地区）※⁴は、水産多面的機能発揮対策事業により令和3年度から5年間で30.3ha（うち尾道市内27.3ha）の干潟保全活動を行い、干潟の維持管理とアサリの出荷量の維持安定に努め、市はそれを支援する。また、高効率化の一環として、ICTを活用した海況の観測等（スマート水産業）を行う。

※⁴ 水産多面的機能発揮対策活動組織名称。詳細については別紙資料参照

・貝類養殖の普及拡大

貝類の養殖について、令和3年度からムール貝（ムラサキイガイ）について1漁業者が県の指導を得ながら垂下式養殖を開始した。市はこの取り組みを支援し、垂下式養殖方法の確立を図る。また市は三倍体力キ等他の二枚貝での試験や、興味を示す他の漁業者への普及も行う。

・資源管理の推進

漁業者は漁業法改正後の漁獲報告を着実にを行い、現行の資源管理の取り決めに継続する。また、資源管理の取組の根拠となる漁獲量や漁獲努力量について把握するため、市は漁業者の協力のもと、直販店のPOSシステムの活用や調査方法等を検討し、効率的に漁獲情報を収集・蓄積するシステムの構築を行う。直販店だけでなく市場やスーパー等小売店にも、小型魚の販売自粛について協力を要請する。

2 漁場環境の整備

・増殖場の整備

県は、市と漁業者と調整を図り、新たな増殖場を整備する。

・近場への漁場造成等の実施

燃油経費削減のため、市と全漁協及び尾道市水産青年協議会※は、小規模な漁場造成や産卵場（イカ産卵礁やタコ産卵用タコツボ等）の設置を行う。また、全漁協は県営増殖場の設置に向け、県に場所等の要望を行う。

※：尾道市内の青年漁業者による協議会

・漁場環境の改善

市と全漁協は協力し、以下の事業を行う。

①海底耕うんの実施

尾道市水産青年協議会は、環境の悪化した海底を耕うんすることで、甲殻类等

の生息環境を改善し、放流種苗の定着を図る。

②海ゴミの回収（海中ゴミ、漂着ゴミなど）

現在は小型底曳網漁業者が操業中に回収したゴミを漁港のステーションに収容し、小型底曳網漁業者の所属する3漁協（吉和、尾道、因島市）が焼却場に運搬している。市と全漁協は今後他の漁業を行う漁業者にも参加を求め、市は回収した海ゴミを一時保管する体制づくりを行う。また市は、海ゴミの主な発生源である陸域からの流出ゴミの削減について、市民に対して啓発活動を行う。

③栄養塩対策

市は下水道の栄養塩管理運転を継続するとともに、県や周辺市などへも働きかけ、適切な栄養塩の確保に努める。

3 漁港施設等の整備

尾道漁協は、所有運営する老朽化した漁船給油施設を、改正消防法対応施設に改築する。漁業者（周辺漁協の漁業者も含む）はこれを利用することで給油能力の向上（40L/分⇒70L/分）による作業時間の短縮を図る。また、市は所管する漁港施設の機能保全計画に基づき、予防保全的な改修により効率的・効果的な維持管理を行う。

4 新規就業者の確保

市と全漁協は広島県新規就業者支援協議会と協力して新規就業希望者の募集を行い、漁業就業研修の実施を支援し、研修生が独立就業するときは、市は漁船漁具の購入に対し助成を行う。

5 付加価値向上と販売促進

・鮮度保持や加工の取組

漁業者は鮮度保持の取組や、自らの手での切り身・ゆで加工等を行い、市は処理施設の整備やその利活用への助言等をする。

・出荷先と連携した販売方法の多角化

尾道市水産振興協議会地魚販売部会※（以下「販売部会」という。）は、JA直売店サイト内のインターネット販売を含め、単価の高い直販店への出荷量を増加させる。また、単価の低い魚種については集荷体制を整え水産加工業者に出荷し高付加価値化を図る。

※販売部会：尾道市水産振興協議会は市内全漁協で作る協議会で、地魚販売部会はその下部組織として直販施設での販売を統括する。

・飲食店等と連携した情報発信

販売部会は飲食店と連携し、尾道産地魚についての情報を発信し、認知度向上に努める。

また、市と販売部会は、HPやレシピ情報を入れたチラシを活用し、消費拡大を図

る。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

漁業調整規則：ガザミは全甲羅幅 13 cm以下、クルマエビは体長 10 cm以下の採捕禁止。
一枚建刺し網漁業の網の長さを 1 隻につき 2,000m 以内とする。

尾三地区水産振興協議会資源管理計画：

ガザミは全甲羅幅 15 cm未満の採捕禁止、カサゴは全長 15 cm未満及び抱卵しているものの採捕禁止。

また松永湾においては、9 月 1 日～9 月 30 日の間、一枚建て刺網を禁止する。

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1 年目（令和 4 年度） 漁業所得を基準年対比 6.7%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>1 水産資源の増大</p> <ul style="list-style-type: none">・ 甲殻類の放流 市と全漁協は、クルマエビ 8.2 万尾、ガザミ 7 万尾の放流を行う。・ アサリ漁業の振興 広島県東部アサリ協議会（尾道・松永地区）は、水産多面的機能発揮対策活動により干潟保全活動を行い、市と県はその活動を支援する。 また、市内法人から市に対し干潟改善のための寄付を受け、市はそれを原資として干潟の改善工事を行う（改善面積 1500 m²）。 市と漁業者でアサリの垂下式養殖について、高効率化技術の確立のための実証試験（ICTの活用等による養殖最適条件調査）を行う。・ 貝類養殖の実施 漁業者は、ムール貝について、規模を拡大して養殖し販売する。また、3 倍体カキについて、垂下式養殖での育成試験を実施する。・ 資源管理の推進 尾道市水産振興協議会は、市場やスーパー等小売店に資源管理の内容を周知し、小型魚等の販売自粛等の取組への協力を要請する。 販売部会は、直販店に出荷される水産物のサイズを規制し、小型のものは販売を自粛することで資源管理を行う。また資源状況把握のため、直販店の POS システムを利用し、出荷者や販売部会の協力を得て、市は魚種別の販売点数と販売金額を把握する。 直販店に出荷していない人については、漁獲情報を市に提供する
--------------	--

	<p>システムの構築について市と全漁協で検討する。</p> <p>2 漁場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営増殖場の整備 <p>県は、キジハタ、カサゴ、オニオコゼ、ガザミの資源増加を目的とし、幼稚魚の餌場・育成場となるガラモ場を造成（R5：東部工区 1.2ha, R8：西部工区 1.2ha）するため、造成適地や工期、設置する構造物等について、市及び漁業者と調整を図る。</p> ・ 近場への漁場造成の実施 <p>県営増殖場造成適地について県市、漁業者で検討する。キジハタ放流時に使用するユニットや小型の魚礁、たこつぼ、竹を使用したひび建て等による小規模な漁場造成事例について、市は情報を収集する。</p> ・ 漁場環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ①海底耕うんの実施 <p>市と全漁協は、県が行う海底耕うん事業（環境の悪化した海底を漁船等を使用して耕うんする事業）に協力する。</p> <p>市と尾道市水産青年協議会は、上記とは別に海底耕うん事業（ホトトギスガイ対策）を実施する。</p> ②海ゴミの回収 <p>小型底曳網漁業者は、操業中に回収したゴミを漁港のステーションに收容する。漁業者は水産多面的活動の際、海岸へ打ち上げられたゴミを回収する。</p> <p>また、小型底曳網漁業者の減少に伴い、回収量が減少しているため、市と全漁協は他の漁業種類の操業者にも取り組みを広げるための検討を開始する。</p> <p>市は、陸域からの流出ゴミの削減について、広報誌やHPへの啓発記事の掲載等により市民への啓発活動を行い、海ゴミの減量化を図る。</p> ③栄養塩対策 <p>市は下水道の栄養塩管理運転を継続するとともに、県や周辺市などへも働きかけ、適切な栄養塩の確保に努める。</p> <p>3 漁港施設等の整備</p> <p>尾道漁協は漁船給油施設を改正消防法対応施設に改築する。漁業者（周辺漁協の漁業者も含む）はこれを利用することで給油時間の短縮と利便性の向上を図る。</p> <p>4 新規就業者の確保</p>
--	---

	<p>市と全漁協は広島県新規就業者支援協議会と協力して新規就業希望者の募集を行う。漁業就業研修の応募があった時は、研修などの支援を行い、研修生が独立就業するときは、市は漁船漁具購入にあたって助成を行う。</p> <p>5 付加価値向上と販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮度保持の取組 <p>市は、県内外で実施されている鮮度向上の取組について情報収集し、研修会開催や機器導入について漁業者と協議する。</p> ・ 漁業者による加工の促進 <p>大型の魚やタコはそのままでは買い手が付きにくいいため、直販店バックヤードや漁協内の加工施設等で、漁業者（因島・瀬戸田地区除く）は切り身・刺身加工やゆで加工を行う。施設のある漁協は希望する漁業者に施設を貸すとともに施設整備を行う。</p> ・ 出荷先と連携した販売方法の多角化 <p>販売部会はJA直販店のサイト内に出品する形でのインターネット販売の開始を検討する。また、そのままでは販売できない大型のハモ等の単価の低い魚種の出荷について水産加工業者と協議し、実施に向けた集荷体制を整備する。</p> ・ 飲食店等と連携した情報発信 <p>販売部会と飲食店が連携した「尾道季節の地魚の店連絡協議会」（以下「地魚の店協議会」という。）は、尾道産地魚イベントを開催し、市はこれを支援する。</p> <p>また、市と販売部会は、HPやレシピ情報を入れたチラシを作成して店舗で活用し、消費拡大を図る。</p>
--	--

2年目（令和5年度） 漁業所得を基準年対比7.9%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 水産資源の増大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲殻類の放流 <p>市と全漁協は、クルマエビ8.2万尾、ガザミ7万尾の放流を行う。</p> ・ アサリ漁業の振興 <p>広島県東部アサリ協議会（尾道・松永地区）は、水産多面的機能発揮対策活動により干潟保全活動を行い、市と県はその活動を支援する。</p> <p>市と漁業者でアサリの垂下式養殖について、引き続き高効率化技術の確立のための実証試験を行い、その結果を生かしてより効率化した養殖を行う。漁業者は、漁業権を取得し、生産、販売を開始</p>
---------------------	--

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貝類養殖の実施 <p>漁業者は、ムール貝について、規模拡大して養殖し販売する。また3倍体カキの垂下式養殖について、漁業権を取得し、生産、販売を開始する。</p> ・資源管理の推進 <p>尾道市水産振興協議会は、市場やスーパー等小売店に資源管理の内容を周知し、小型魚等の販売自粛等の取組への協力を要請する。</p> <p>販売部会は、直販店に出荷される水産物のサイズを規制し、小型のものは販売を自粛することで資源管理を行う。</p> <p>直販出荷者はPOSシステムを利用した出荷情報を市に提供する。全漁協は、直販店に出荷していない人の漁獲情報を市に提供するシステムを構築し、情報提供を開始する。</p> ・資源管理協定の締結 <p>全漁協は、国が進める資源管理協定を締結する。</p> <p>2 漁場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営増殖場の整備 <p>県は、自然石、魚礁によるガラモ場造成（東部工区 1.2ha）を実施し、市及び漁協は事業効果が発現するよう施設内での操業自粛や周辺漁場における小型魚の再放流等、漁業者へ周知する。</p> ・近場への漁場造成の実施 <p>市と尾道市水産青年協議会は、近くの漁場や利用者が減少した漁港等に、キジハタ放流時に使用するユニットや小型の魚礁、竹を使用したひび建て等による小規模な漁場造成を行う。</p> ・漁場環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ①海底耕うんの実施 <p>前年度に県が行った海底耕うんの結果及び海底のホトトギス発生状況により、市と尾道市水産青年協議会は海底耕うんを計画、実施する。</p> ②海ゴミの回収 <p>市と全漁協は回収する漁業者を、従来の小型底曳網業者に加え、その他の漁業種類の有志に拡大し、混獲したゴミの回収方法を確立する。また水産多面的活動の際、漁業者等は海岸への打ち上げゴミを回収する。市は、それらのゴミの回収について全漁協と調整し、ゴミ処理場への搬入を確保する。</p> <p>市は、陸域からの流出ゴミの削減について、広報誌やHPへの</p>
--	--

	<p>啓発記事の掲載等により市民への啓発活動を行い、海ゴミの減量化を図る。</p> <p>③栄養塩対策</p> <p>市は下水道の栄養塩管理運転を継続するとともに、周辺市とともに県への働きかけを行う。</p> <p>3 漁港施設等の整備</p> <p>漁業者は、改修された尾道漁協給油施設を利用することで給油時間の短縮と利便性の向上を図る。</p> <p>4 新規就業者の確保</p> <p>市と全漁協は広島県新規就業者支援協議会と協力して新規就業希望者の募集を行い、研修の実施などを支援し、研修生が独立就業するときは、市は漁船漁具の購入に対し助成を行う。</p> <p>5 付加価値向上と販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鮮度保持の取組み <p>市と全漁協は、神経締め等の技術習得のための研修を行う。</p> <p>また、鮮度が向上したものを正しく評価できるよう、市と漁協は鮮度判定の機械の導入を検討し、結果を価格に反映させる体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者による加工の促進 <p>直販店バックヤードや漁協内の加工施設等で、漁業者（因島・瀬戸田地区を除く）は、切り身・刺身やゆで加工を行う。施設のある漁協は希望する漁業者に貸すための施設整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷先と連携した販売方法の多角化 <p>販売部会はインターネット販売を開始する。その際、鮮度の科学的な評価結果（前項）を添付し、信頼性を高める。また、橋の通行料が高く直販店に出荷できない 因島・瀬戸田地区については、組合等の施設にて加工後、JA 因島支所に集荷し、ネット販売する等の当地区に適した販売体制についてJA 尾道市と協議する。また、単価の低い魚種を集荷し水産加工業者に出荷する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等と連携した情報発信 <p>「地魚の店協議会」は、尾道産地魚イベントを開催し、市はこれを支援する。</p> <p>市と販売部会は、レシピ情報を入れたチラシをインターネット販売で活用し、消費拡大を図る。</p>
--	---

3 年目（令和 6 年度） 漁業所得を基準年対比 8.7%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 水産資源の増大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲殻類の放流 市と全漁協は、クルマエビ 8.2 万尾、ガザミ 7 万尾の放流を行う。 ・ アサリ漁業の振興 広島県東部アサリ協議会（尾道・松永地区）は、水産多面的機能発揮対策活動により干潟保全活動を行い、市と県はその活動を支援する。 漁業者は、アサリの生産、販売を継続し、尾道アサリの出荷量の安定を図る。 ・ 貝類養殖の実施 漁業者は養殖したムール貝と 3 倍体ガキを継続して販売し、販売ルートが多角化する。 ・ 資源管理の推進 尾道市水産振興協議会は、引き続き市場やスーパー等小売店に資源管理の内容を周知し、小型魚等の販売自粛等の取り組みへの協力を要請する。 販売部会は、直販店に出荷される水産物のサイズを規制し、小型のものは販売を自粛することで資源管理を行う。 直販出荷者は P O S システムを利用した出荷情報を市に提供する。全漁協は、直販店に出荷していない人の漁獲情報を市に提供するシステムにより、引き続き情報を市に提供する。 <p>2 漁場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営増殖場の管理運営 漁協は、増殖場にキジハタ、カサゴ等の種苗放流を実施し、漁業者は施設内での操業自粛、小型魚の再放流の取組を実践する。 ・ 近場への漁場造成の実施 市と尾道市水産青年協議会は、近くの漁場や利用者が減少した漁港等に、キジハタ放流時に使用するユニットや小型の魚礁、竹を使用したひび建て等による小規模な漁場造成を行う。 ・ 漁場環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ①海底耕うんの実施 前年度に行った海底耕うんの結果及び海底のホトトギス発生状況により、市と尾道市水産青年協議会は海底耕うんを計画、実施する。 ②海ゴミの回収
---------------------	--

	<p>市と全漁協は回収する漁業者を、従来の小型底曳網業者に加え、その他の漁業種類の有志に拡大した取組を継続する。また水産多面的活動の際、漁業者等は海岸への打ち上げゴミを回収する。市は、それらのゴミの回収について全漁協と調整し、ゴミ処理場への搬入を確保する。</p> <p>市は、陸域からの流出ゴミの削減について、広報誌やHPへの啓発記事の掲載等により市民への啓発活動を行い、海ゴミの減量化を図る。</p> <p>③栄養塩対策</p> <p>市は下水道の栄養塩管理運転を継続するとともに、周辺市とともに県への働きかけを行う。</p> <p>3 漁港施設等の整備</p> <p>漁業者は、改修された尾道漁協給油施設を利用することで給油時間の短縮と利便性の向上を図る。</p> <p>4 新規就業者の確保</p> <p>市と全漁協は広島県新規就業者支援協議会と協力して新規就業希望者の募集を行い、研修の実施などを支援し、研修生が独立就業するときは、市は漁船漁具の購入に対し助成を行う。</p> <p>5 付加価値向上と販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鮮度保持の取組み <p>市と全漁協は鮮度が向上した漁獲物について、インターネット販売を中心に鮮度判定結果を価格に反映させるよう取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者による加工の促進 <p>引き続き、漁業者（因島・瀬戸田地区を除く）は直売所バックヤードや漁協内の加工施設等で切り身・刺身・ゆで加工を行う。</p> <p>因島・瀬戸田地区の漁業者は、漁協等の施設を用いてインターネット販売用の水産物を加工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷先と連携した販売方法の多角化 <p>販売部会はインターネット販売を増加させるとともに、因島・瀬戸田地区のインターネット販売を開始する。また、引き続き単価の低い魚種を集荷し水産物加工業者に出荷する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等と連携した情報発信 <p>「地魚の店協議会」は、尾道産地魚イベントを開催し、市はこれを支援する。</p> <p>また、市と販売部会は、レシピ情報を入れたチラシをインターネット販売で活用し、消費拡大を図る。</p>
--	--

4年目（令和7年度） 漁業所得を基準年対比9.5%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>1 水産資源の増大</p> <ul style="list-style-type: none">・ 甲殻類の放流 市と全漁協はクルマエビ8.2万尾、ガザミ7万尾の放流を行う。・ アサリ漁業の振興 広島県東部アサリ協議会（尾道・松永地区）は、水産多面的機能発揮対策活動により干潟保全活動を行い、市と県はその活動を支援する（活動最終年）。 漁業者は、尾道産アサリを継続して販売する。・ 貝類養殖の実施 漁業者は養殖したムール貝、3倍体ガキを継続して販売し、安定した顧客確保を図る。また、市と希望する漁協は、引き続き新たな場所、新たな種（具体的にはヒオウギガイ等を想定）での養殖試験（ICTの活用を含む）を行い、漁協は結果を取りまとめて漁業権の取得を目指す。・ 資源管理の推進 尾道市水産振興協議会は、引き続き市場やスーパー等小売店に資源管理の内容を周知し、小型魚等の販売自粛等の取り組みへの協力を要請する。 販売部会は、直販店に出荷される水産物のサイズを規制し、小型のものは販売を自粛することで資源管理を行う。 直販出荷者はPOSシステムを利用した出荷情報を市に提供する。全漁協は、直販店に出荷していない人の漁獲情報を市に提供するシステムにより、引き続き情報を市に提供する。 <p>2 漁場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県営増殖場の整備 県は、西部工区のガラモ場造成（1.2ha）について、造成適地や工期、設置する構造物等について、市及び漁業者と調整を図る。 漁協は、東部工区の増殖場にキジハタ、カサゴ等の種苗放流を実施し、漁業者は施設内での操業自粛、小型魚の再放流の取組を継続する。・ 近場への漁場造成の実施 市と尾道市水産青年協議会は、近くの漁場や利用者が減少した漁港等に、キジハタ放流時に使用するユニットや小型の魚礁、竹を使用したひび建て等による小規模な漁場造成を行う。
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ① 海底耕うんの実施 <p>前年度に行った海底耕うんの結果及び海底のホトトギス発生状況により、市と尾道市水産青年協議会は海底耕うんを計画、実施する。</p> ② 海ゴミの回収 <p>市と全漁協は有志漁業者による海ゴミ回収～処理の体制を構築し、ゴミの回収を進める（この中には水産多面的活動で回収した打ち上げゴミも含める）。市は、それらのゴミの回収について全漁協と調整し、ゴミ処理場への搬入を確保する。</p> <p>市は、陸域からの流出ゴミの削減について、広報誌やHPへの啓発記事の掲載等により市民への啓発活動を行い、海ゴミの減量化を図る。</p> ③ 栄養塩対策 <p>市は下水道の栄養塩管理運転を継続するとともに、県や周辺市などへも働きかけ、適切な栄養塩の確保に努める。</p> 3 漁港施設等の整備 <p>漁業者は、改修された尾道漁協給油施設を利用することで給油時間の短縮と利便性の向上を図る。</p> 4 新規就業者の確保 <p>市と全漁協は広島県新規就業者支援協議会と協力して新規就業希望者の募集を行い、研修などの実施を支援し、研修生が独立就業するときは、市は漁船漁具の購入に対し助成を行う。</p> 5 付加価値向上と販売促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮度保持の取組み <p>市と全漁協は鮮度が向上した漁獲物について、インターネット販売を中心に鮮度判定結果を価格に反映させるよう取り組む。</p> ・ 漁業者による加工の促進 <p>引き続き、漁業者（因島・瀬戸田地区を除く）は切り身・刺身・ゆで加工、ネット販売用の加工を行う。因島・瀬戸田地区の漁業者はネット販売用の加工を行う。</p> ・ 出荷先と連携した販売方法の多角化 <p>販売部会は因島・瀬戸田地区も含め、インターネット販売を増加させるとともに、次項で作成するチラシ等を利用して販売促進を図る。また、引き続き単価の低い魚種を集荷し水産物加工業者に出荷する。</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店等と連携した情報発信 「地魚の店協議会」は、尾道産地魚イベントを開催し、市はこれを支援する。 また、市と販売部会は、地魚の情報や郷土料理等のレシピ情報をHPやチラシで発信し、消費拡大や認知度の向上を図る。
--	--

5年目（令和8年度） 漁業所得を基準年対比 10.3%向上させる。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 水産資源の増大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲殻類の放流 市と全漁協はクルマエビ 8.2 万尾、ガザミ 7 万尾の放流を行う。 ・ アサリ漁業の振興 アサリ漁業者は、水産多面的機能発揮対策事業終了後も引き続きアサリ漁場の保全活動を続け、アサリを生産する。 漁業者は、尾道産アサリを継続して販売する。 ・ 貝類養殖の実施 漁業者は養殖したムール貝や3倍体ガキ、新たな種（ヒオウギガイ等を想定）を尾道産として販売する。貝類の販売先については、直販施設だけでなく飲食店等などに販路を拡大する。 ・ 資源管理の推進 尾道市水産振興協議会は、引き続き市場やスーパー等小売店に資源管理の内容を周知し、小型魚等の販売自粛等の取り組みへの協力を要請する。 販売部会は、直販店に出荷される水産物のサイズを規制し、小型のものは販売を自粛することで資源管理を行う。 直販出荷者はPOSシステムを利用した出荷情報を市に提供する。全漁協は、直販店に出荷していない人の漁獲情報を市に提供するシステムにより、引き続き情報を市に提供する。 市は収集した漁獲情報を整理し漁協に提供し、漁協は資源管理協定の見直し（R10 予定）に向け、漁業者、県、市と資源管理の効果を検証する。 <p>2 漁場環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営増殖場の整備 県は、自然石、魚礁によるガラモ場造成（西部工区 1.2ha）を実施し、市及び漁協は事業効果が発現するよう施設内での操業自粛や周辺漁場における小型魚の再放流等、漁業者へ周知する。 また漁協は、東部工区の増殖場のキジハタ、カサゴ等の種苗放流を
---------------------	---

	<p>実施し、漁業者は施設内での操業自粛、小型魚の再放流の取組を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近場への漁場造成の実施 <p>市と尾道市水産青年協議会は、漁場造成について、前年度の効果調査を行うとともに、新たに漁協や漁業者による設置を行う。</p> ・ 漁場環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ①海底耕うんの実施 <p>前年度に行った海底耕うんの結果及び海底のホトトギス発生状況により、市と尾道市水産青年協議会は海底耕うんを計画、実施する。</p> ②海ゴミの回収 <p>市と全漁協は有志漁業者による海ゴミ回収～処理の体制を維持継続し、ゴミの回収を進める（この中に水産多面的活動で回収した打ち上げゴミも含める）。</p> <p>市は、陸域からの流出ゴミの削減について、引き続き広報誌やHPへの啓発記事の掲載等により市民への啓発活動を行い、海ゴミの減量化を図る。</p> ③栄養塩対策 <p>市は下水道の栄養塩管理運転を継続するとともに、県や周辺市などへも働きかけ、適切な栄養塩の確保に努める。</p> <p>3 漁港施設等の整備</p> <p>漁業者は、改修された尾道漁協給油施設を利用することで給油時間の短縮と利便性の向上を図る。</p> <p>4 新規就業者の確保</p> <p>市と全漁協は広島県新規就業者支援協議会と協力して新規就業希望者の募集を行い、研修などの実施を支援し、研修生が独立就業するときは、市は漁船漁具の購入に対し助成を行う。</p> <p>5 付加価値向上と販売促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮度保持の取組み <p>市と全漁協は鮮度が向上した漁獲物について、インターネット販売を中心に鮮度判定結果を価格に反映させるよう取り組む。</p> ・ 漁業者による加工の促進 <p>引き続き、漁業者（因島・瀬戸田地区を除く）は切り身・刺身・ゆで加工、ネット販売用の加工を行う。因島・瀬戸田地区の漁業者はネット販売用の加工を行う。</p> ・ 出荷先と連携した販売方法の多角化
--	--

	<p>販売部会は因島・瀬戸田地区も含め、インターネット販売を増加させるとともに、次項で作成するチラシ等を利用して販売促進を図る。また、引き続き単価の低い魚種を集荷し水産物加工業者に出荷する。</p> <p>・ 飲食店等と連携した情報発信</p> <p>「地魚の店協議会」は、尾道産地魚イベントを開催し、市はこれを支援する。</p> <p>また、市と販売部会は、HPやチラシで地魚の情報や郷土料理等のレシピ情報を発信し、消費拡大や認知度の向上を図る。</p>
--	--

(5) 関係機関との連携

<p>JA尾道市と直販店による販売面で連携し、相乗効果で来客数の増加や売り上げ向上を目指していたが、今後はインターネット販売でも連携を進める。</p> <p>また尾道季節の地魚の店連絡協議会において、地魚販売部会が尾道飲食組合、因島料飲組合、因島旅館組合、瀬戸田旅館飲食組合、尾道商工会議所、尾道しまなみ商工会、因島商工会議所、尾道観光協会、因島観光協会、尾道市と連携して、イベント開催やガイドブック作成、HPの運営等、尾道の観光振興や知名度アップに取り組む。</p>
--

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上10%以上 (1経営体あたり)	基準年	平成28～令和2年：漁業所得 円
	目標年	令和8年 : 漁業所得 円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

直販店で販売金額（インターネット販売を含む）	基準年	平成 28～令和 2 年： 円
	目標年	令和 8 年： 円

※

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産業強化支援事業	尾道漁協の漁船給油施設を更新することにより持続的な運用を可能とし、周辺漁協も含めた漁業者の給油時間の短縮と利便性の向上を図る。 ⇒再生プランで目指す所得の向上に資する。
経営体育成総合支援事業	漁業就業を希望する研修生の長期研修を行い、漁業のノウハウを身につけさせる。
水産多面的機能発揮対策事業	域内の干潟の活性化のため、漁業者が干潟保全活動を行う。
水産基盤整備事業	市内漁港の防波堤整備を行う。
農山漁村地域整備事業	市内漁港海岸の護岸整備を行う。